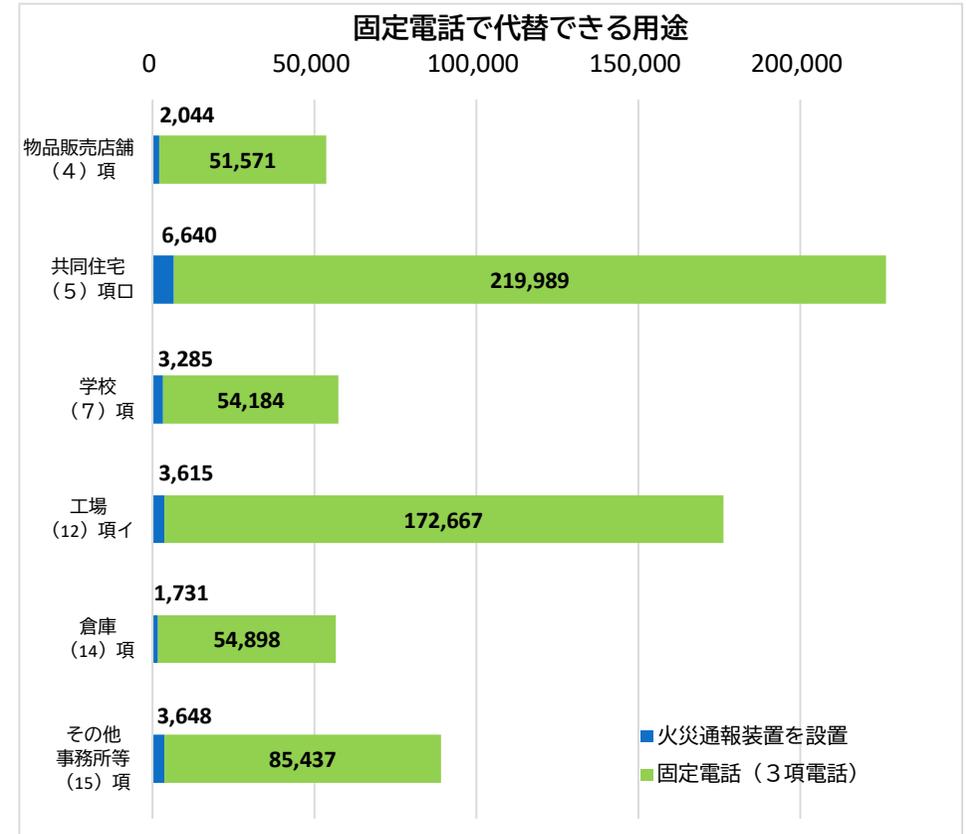
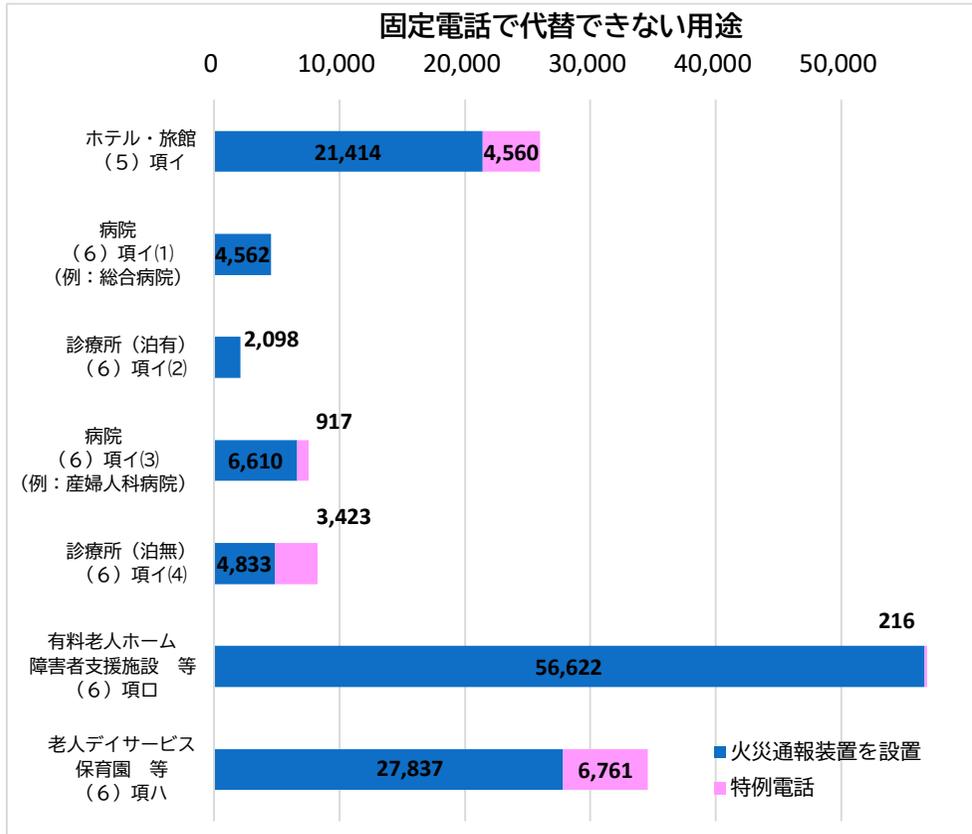


火災通報装置等の設置状況について

令和6年12月24日
消防庁予防課

火災通報装置等の設置状況について

用途別の設置状況



※ 令和6年度防火対象物実態等調査の結果（令和6年3月31日時点）の結果をもとに作成

特例電話（固定電話の設置に加え以下の条件により、火災通報装置を特例免除しているもの）

- 次のいずれかに該当する防火対象物又はこれらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物であって、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。以下同じ。）が明示されているもの。
 - 令別表第1（5）項イのうち、宿泊室が10以下であるもの
 - 令別表第1（6）項イ(3)又は(4)のうち、病床が19以下であるもの
- 1以外の防火対象物であって、次のすべての要件に該当すること
 - 消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人がいる場所に設置されていること
 - 電話の付近に通報内容が明示されていること
 - 定期的に通報訓練が行われていること。
 - 夜間においても火災初期対応を行うために所要の人数の勤務員が確保されていること